⑶　工事場所　山形県鶴岡市早田地内
⑷　内容
１）Ｒ８－９朝日温海道路早田トンネル工事にかかる設計業務（以下「本設計業務」という。）
ⓐ　本設計業務における「主たる部分」は、土木設計業務等共通仕様書第1128条第１項に示すとおりとする。
ⓑ　予定工期　契約締結日の翌日から令和９年９月９日まで
ⓒ　本設計業務について、主たる部分の再委託は認めない。
２）Ｒ９－11朝日温海道路早田トンネル工事（以下「本建設工事」という。）
ⓐ　工事内容　早田トンネル：ＮＡＴＭ
施工延長　Ｌ＝401m
掘削・支保工　Ｌ＝399.8m、覆工コンクリート・防水工　Ｌ＝399.8m、インバート工　Ｌ＝401.0m、坑内付帯工　１式、坑門工　１式、掘削補助工　１式、トンネル仮設備工　１式、道路土工　１式、法面工　１式、石・ブロック積工　１式、排水構造物工　１式、地山把握調査　１式
ⓑ　予定工期　契約締結日の翌日から令和11年12月18日まで
⑸　使用する主要な資機材　コンクリート　Ｖ＝約9,100㎥、鋼材Ｗ＝約900ｔ
⑹　実施形態
①　本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の設計交渉・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と設計業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に、本建設工事の契約を締結する工事である。
上記の取組みの詳細については、国土交通省ホームページアドレス
thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/guideline/index.html
「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（令和７年２月）」に記載しているとおりである。
②　本案件は、技術提案書を提出したものの中から、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。なお、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降、交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。
③　本建設工事に先立って実施する設計業務の規模は、2,100万円程度（税込み）を想定している。また、本建設工事の規模は、45億円程度（税込み）を想定している。
④　本建設工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
⑤　本建設工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑥　本建設工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑦　本建設工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。
⑧　本建設工事は、トンネルの長期保証を規定した試行工事である。指定した指標に適合するように、覆工コンクリートの一般的な材料及び工法を使用し、材料の選定、施工方法、施工管理等をより適切に行うことにより、覆工コンクリートの耐久性の向上を図るものである。
⑨　本建設工事は、「表層目視判定」、「コンクリート施工状況把握チェックシート」を実施するコンクリート構造物品質確保対策の試行工事である（なお、本工事で適用する検査基準については、従来どおり共通仕様書に基づくものである。）。
⑩　本建設工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
⑪　本建設工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。
⑫　本建設工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査（臨時調査）及び見積徴収結果に基づく、資材単価及び歩掛について当該情報の提供を行う試行工事である。
⑬　本建設工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
⑭　本建設工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）の対象工事である。
⑮　本建設工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。
⑯　本建設工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正をする試行工事である。
⑰　本建設工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
⑱　本建設工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける専任特例２号の配置は認めない。
⑲　本建設工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行対象工事である。
⑳　本設計業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。
㉑　本建設工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
㉒　本建設工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。
㉓　本設計業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
㉔　本設計業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託の変更の取扱いについて（試行）」（令和７年12月３日付国官技第309号、国官総第182号、国営整第141号、国港総第501号、国港技第78号、国空予管第991号、国空空技第379号及び国空交企第267号）の試行業務である。なお、詳細については、特記仕様書によるものとする。
㉕　上記⑩、⑪、⑭、⑯については、変更する場合がある。その取扱いは、本建設工事の工事価格等の交渉時に提示する。
⑺　本案件は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。
⑻　本案件は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

２　競争参加資格

次の⑴から⒁までに掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年９月11日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）からＲ８－９朝日温海道路早田トンネル工事にかかる設計業務及びＲ９－11朝日温海道路早田トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格の認定を